

P T A 会 則

(細則、慶弔規定、個人情報取扱方針、組織図)



市川市立妙典中学校

保 存 版

令和5年4月改正

市川市立妙典中学校 P T A 会則

第 1 章 総 則

(名称・事務局)

第 1 条 本会は、市川市立妙典中学校 P T A と称し、次の所在地に置く。
同様に、事務局も次の所在地に置く。 市川市妙典 5 - 2 2 - 1

(目 的)

第 2 条 本会は、学校、家庭並びに地域社会との連絡を緊密にとり、未来を拓く妙典中学校生徒の健全な成長をはかることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、次の事業を行う。

1. 会員相互の研修
2. 学校行事に対する協力
3. 生徒の校外生活の指導
4. 関係諸団体との協力
5. 教育環境の整備
6. その他、本会の目的達成に必要な事項

(方 針)

第 4 条 本会は、次の方針にそって目的の達成に努める。

1. 学校とよく連絡をとり、組織的、主体的に生徒にとって大切と考えることを行う。
2. 本会は本校教育の向上を目指す民主的団体であり、特定の政党、宗教に片寄ることなく、また特定の個人の営利を目的とする行為は行わない。
3. 本会、又は本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。

第 2 章 会 員

(会 員)

第 5 条 会員は市川市立妙典中学校生徒の保護者及び教職員とする。

1. 本会への入会は任意である。
2. 入会は、入学・転入・着任時に提出した P T A 加入届に基づき、卒業ないし転出、また退会までは自動更新とする。
3. 生徒の卒業・転出または勤務校の異動により会員資格を失い、自動退会とする。
4. 自由意思によって退会する者は、退会届けを提出する。
5. 会員は、定められた会費を納めるものとする。
6. すべての会員は、会則に従って同じ立場で本会の運営に参加協力する。

第3章 役員

(役員)

第6条

本会に次の役員を置く。

役員は会員をもってあてる。

名誉会長	1名(校長)
会長	1名
副会長	3～7名(内1名以上は教頭)
書記	2名
会計	3名(内1名は教諭)
会計監査	2名

第7条

校長は学校経営の立場から役員で本会に参加する。

(任務)

第8条

役員は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を統轄する。
2. 副会長は、会長を助け、会長に事故があった時は会務を代行する。
3. 書記は、本会の記録及び事務にあたる。
4. 会計は、本会の会計をつかさどる。
5. 会計監査は、会計事務を監査する。

(任期)

第9条

役員は任期は1年とする。但し再任は妨げない。

補欠により就任した者の任期は、前任者の残余期間とする。

(選出)

第10条

役員は、次の通りとする。

1. 役員は、役員選考委員によって候補者を選出し、総会の承認を経て決定する。
2. 役員選考委員の選出及び役員選出方法については別に細則で定める。

第4章 機関

(機関)

第11条

本会の目的を達成する為に、次の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会
3. 運営委員会
4. 学級PTA
5. 学級委員会
6. 学年委員会
7. 専門委員会
8. 予算委員会

(総会)

第12条

総会は、会員で構成され、本会の最高議決機関であり、その議決は出席会員の過半数による。

1. 定期総会は、毎年度始めに開催する。但し、運営委員が必要と認めたとき、あるいは会員の3分の1以上の要求があった場合は臨時総会を開催する。
2. 総会は、会員の2分の1(委任状を含む)以上の出席をもって成立する。
3. 総会は、会長が招集し、総会議長は総会において選出する。
4. 次の事項は総会の議決を得なければならない。

- (1) 会務の報告と承認
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 役員承認
- (4) 会則の改正
- (5) その他の重要な事項

(役員会)

第13条 役員会は、本会の役員をもって構成する。

1. 役員会は、本会の会務を円滑に運営するための事項を審議し必要と認められた場合、運営委員会に提案する。
2. 会長が必要と認められた場合、役員会を随時招集する。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、総会につぐ議決機関である。

1. 運営委員会の構成員は次に掲げるものとする。但し、(2)、(3)において委員長が出席できない時は、代替の委員がこれに代わる。
 - (1) 役員
 - (2) 各専門委員会の委員長
 - (3) 各クラス委員
 - (4) 他、学校内での活動を必要とされる者
2. 運営委員会は、会長が招集し、その議決は出席委員の過半数による。
3. 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(学級学年PTA)

第15条 学級学年PTAは、本会活動の基盤であり、必要に応じて各学級、学年ごとに集会を開くことができる。

(学級学年委員会)

第16条 学級委員会・学年委員会は、それぞれ学級学年の中で必要な本会の活動を運営する。

1. 学級委員会は、クラス委員・各学級専門委員と学級担任をもって構成し、学級PTAの企画運営にあたる。
2. 学年委員会は、各クラス委員と学年担当職員をもって構成し、相互により委員長2名を保護者より選出し、学年PTAの企画運営にあたる。
3. 学年委員長は、必要に応じて学年委員会及び学年PTAを開き、議事内容を運営委員会に報告する。

(専門委員会)

第17条 専門委員会は、本会に必要な事項を分担して調査研究立案し、運営委員会に諮り執行する。

1. 専門委員会は、必要に応じて増減することができる。
2. 専門委員会の種類と業務内容は、細則により定める。

(予算委員会)

第18条 予算委員会は、次年度の予算案を作成し、運営委員会に提案する。

1. 予算委員会は、役員・各専門委員会の委員長・学年委員長をもって構成する。但し、委員長が出席できない時は代替の委員がこれに代わる。

第6章 会 計

- 第20条 本会の経費は、会費及びその他の収入をあてる。
- 第21条 会費は、会員一世帯につき月額250円とし、年度初めもしくは、入会時に一括集金する。但し、事情により会費を免除することができる。
また、途中退会の会員の会費については、月割りにて返金するものとする。
- 第21条 本会にかかわる慶弔については別に定める。
- 第22条 本会の会計年度は、4月1日に始まり3月末日に終わる。

第7章 細 則

- 第24条 細則の改正については、総会に諮ることを原則とするが、やむを得ない場合、運営委員会で改正することができる。但し次期総会において報告しなければならない。

第8章 個人情報取り扱い

- 第25条 本会により会員の個人情報を取得した場合は、PTA会議室の書庫に施錠して保管別に定める「市川市立妙典中学校PTA個人情報取扱方針」に準じる。

附 則

本会は昭和62年6月20日に設立し、会則を同日より実施する。

- ・平成 元年3月 4日 一部改正
- ・平成10年2月 7日 一部改正 【臨時総会において、第5章 第19条 削除】
- ・平成28年4月26日 一部改正
- ・令和 2年5月16日 一部改正 【第1章 第 4条 3
第2章 第 5条 1・2・3・4・5・6
第3章 第 6条
第4章 第14条 2(4)
(5) 削除
第16条 3】
- ・令和 3年4月14日 一部改正 【第6章 第21条】
- ・令和 5年4月14日 一部改正 【第2章 第5条 2・4
第3章 第6条 2
第4章 第16条 2
第6章 第21条
第8章 第25条 追加】

「細 則」

第1章 役員選考委員会

- 第1条 役員選考委員会は、運営委員会より2名・各学年より2名（各クラス委員より互選）・教職員より1名をもって構成する。
- 第2条 互選により委員長1名、副委員長1名を保護者より選出し、委員長はこれを招集する。
- 第3条 役員選出方法は、次の通りとする。
1. 役員選考委員会は、会員に推薦状を配付し、役員候補者を募る。
 2. 役員選考委員会は、推薦された候補者より役員を選考する。
 3. 役員選考委員会は、推薦された候補者が役員定数に満たない時は定数に達するまで候補者を選考する。
 4. 原則として、役員選考委員会は、役員候補者としなない。

第2章 役員

- 第4条 会長以外の役員に欠員が生じた時には、運営委員会がこれを補充する。任期は残任期間とする。

第3章 学級学年PTA

- 第5条 学級学年PTAは、それぞれが必要な本会の活動を次の通りにする。
1. 学級PTAは、次の委員を選出する。
クラス委員 1名以上
 2. 学年PTAは集会を開き、次の委員を選出する。
学年委員長 2名
校外生活委員 4名（1・2年生のみ選出）

第4章 専門委員会

- 第6条 専門委員会として、校外生活委員会を置く。
- 第7条 任期は1年として、再任は妨げない。
- 第8条 各専門委員会で互選により、委員長を選ぶ。
- 第9条 各専門委員会には、顧問として1名の教職員を置く。
- 第11条 校外生活委員会
1. 学年から4名の校外生活委員を選出する。（1・2年生のみ）
 2. 地区は下記の地区とする。
本行徳1133～2554番地・妙典4～6丁目・千鳥町・塩浜1丁目・高浜町・末広2丁目・塩焼1～5丁目・宝1～2丁目・幸1～2丁目・加藤新田・下妙典
 3. 生徒の校外生活指導の補助として必要な活動を行う。なお校外パトロール等が必要と認められる時は、会員が協力して行うものとする。

- 第12条 少年センター補導員
市川市より委託され、PTAを代表して青少年の非行防止、健全育成に努める。
- 第13条 おやじの会
スポーツ・文化交流・諸行事を通じて教師、保護者、地域が結束し、生徒の健全育成に努める。
- 第14条 お花壇の会
保護者と地域とで、花壇整備を中心に校内の環境美化に努める。
- 第15条 なつくさくらぶ
機関紙の発行および広報活動を行う。
- 第16条 家庭教育学級
大人の学び合いの場の提供を行う。
- 第17条 地域学校協働活動推進員（学校支援コーディネーター）
市川市より委嘱され、地域と学校との間を調整し、学校支援の活性化に努める。

附 則

本会は昭和62年6月20日に設立し、細則を同日より実施する。

- ・令和 2年2月22日 一部改正 （運営委員会において、
第1章 第 1条
第 3条
第3章 第 5条の2 削除
第 6条
第10条 削除
第11条)
- ・令和 3年2月27日 一部改正 （運営委員会において、
第3章 第 5条 一部削除
第4章 第11条)
- ・令和 4年2月26日 一部改正 （運営委員会において、
第3章 第 5条の1
第4章 第11条の3
第14条～第17条 追記)
- ・令和 5年3月 4日 一部改正 （運営委員会において、
第1章 第 1条
第3章 第 5条の1・2
第4章 第 8条
第11条の1・3
第13条)

市川市立妙典中学校 P T A 慶弔規定

1. 教職員に対する給付
 - (1) 結婚祝い 10,000 円
 - (2) 出産祝い 5,000 円
 - (3) 弔意 10,000 円 ※会員および配偶者・子・同居の父母
 - (4) 転出 3,000 円 相当の品物
2,000 円 花束

2. 保護者に対する給付
 - (1) 弔意 10,000 円 ※生徒の親権者および後見人であり、生徒は含まず
 - (2) 役員退任 3,000 円 相当の品物

3. 会員の P T A 活動中の事故、その他必要と認めた場合には、役員協議のうえ、慶弔及び見舞いを行うことができる。

4. 大会等の激励費として、中学総合体育大会(総体)・新人戦の 2 大会。文科系部活は同程度に相当する大会。2 大会。
 - (1) 県大会出場(団体のみ) 30,000 円
 - (2) 関東大会出場(団体) 50,000 円
 - (3) 関東大会出場(個人) 30,000 円
 - (4) 全国大会出場(団体) 70,000 円
 - (5) 全国大会出場(個人) 50,000 円

* 1 年間を通して、1 つの部活につき、県・関東・全国の同規模大会に 2 大会までの授与とする。

例) ○○部活

県大会 2 回(春&夏の大会)・関東大会 1 回(春の大会)・全国大会 1 回(春の大会)に授与していた場合、その後、関東大会・全国大会にそれぞれ 1 回ずつ授与が可能。

附 則

本規定は、平成 13 年 3 月 17 日から実施する。

・令和 5 年 3 月 4 日 一部改正 (運営委員会にて 4)

市川市立妙典中学校 P T A 個人情報取扱方針

第1条（目的）

市川市立妙典中学校 P T A（以下「本会」という）は、個人の権利・利益の保護を目的とし、P T A 名簿など本会が収集・管理する個人情報の取扱いについて、次条以下のとおり定めるものとする。

第2条（本会の取り扱う個人情報）

本会は次の個人情報を収集し管理する。

- （1）会員の氏名、連絡先（住所・電話番号・メールアドレスなど）
- （2）会員の生徒の氏名、クラス
- （3）その他、本会の目的を達成するために必要な情報

第3条（管理責任者・管理方法）

本会の個人情報管理責任者を会長とする。

- 2 本会は、会長が指定する場所に適切な方法により収集した個人情報を管理する。

第4条（情報の収集・利用）

本会は、本会会則に基づく目的を達成するため、生徒、保護者、関係教育機関並びに関係自治体から適切な方法により、個人情報を取得し、次のために使用する。

- （1）会費集金・管理
 - （2）本会本部役員・各委員などの選任・名簿の作成
 - （3）関係文書の送付
 - （4）その他、本部役員会が本会の目的を達成するに必要と判断した場合
- 2 本会本部役員又は会員が個人情報を利用する際には、管理責任者の承諾を得たうえ、予め備え付けてある管理名簿に利用した日・利用した目的・内容を記載したうえでなければ個人情報を利用できない。

第5条（第三者への提供）

本会は、収集した個人情報を次の場合を除き管理責任者が必要と判断した場合以外第三者に提供することはできない。なお、管理責任者の判断で個人情報を第三者に提供した場合でも、後日、適切な方法で提示した情報・提供先を当該個人情報対象者（以下「本人」という）から開示するよう希望があれば、その目的・内容などについて通知しなければならない。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
- （3）公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要な場合
- （4）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第6条（個人情報の廃棄）

本会は、個人情報につき、管理責任者が不要と判断した場合直ちに廃棄する。

第7条（情報の開示）

本会は、本人、保護者、及び同人らから委任を受けた者からの個人情報開示、利用 停止、追加、削除を求められたとき、法令に基づく方法によりこれに応ずる。

第8条（秘密保持）

本会会員が、本会が保有する個人情報が漏洩・紛失したと認識したときは、直ちに管理責任者に通知しなければならない。

2 管理責任者が前項に定める通知を受けたときは、個人情報の漏洩・紛失について調査し事実を確認した後、本部役員会に報告するとともに、右事実を本人に通知しなければならない。

第9条（研修）

本会は、本会会員に対し、定期的に、個人情報保護の重要性について研修を実施するものとする。

第10条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

第11条（本規則の改正）

本規則は、本部役員会の発議に基づき総会の過半数の議決に基づき改正することができる。

第12条（特記事項）

本会及び本規則は、会員から特段の申し入れのない限り、入会から生徒の在籍する期間については自動更新されるものとし、会員は承認の上、妙典中 PTA 加入申込書を提出したものとする。

附則

本規則は平成31年4月20日より施行する。

- ・令和2年 4月 1日 一部改正 【第12条 追加】
- ・令和5年 3月 4日 一部改正 【第3条
第5条】

P T A 組織図

令和5年度

